

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 38 回宍粟市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和元年 8 月 22 日(木)午後 1 時 28 分～午後 3 時 18 分	
開 催 場 所	宍粟市役所 3 階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	前田 正明	
委 員 氏 名	(出席者) 助光 ゆかり 栗山 洋子 山 國 和 志 河 野 英 正 山 田 博 史 井 上 雅 博 岸 本 芳 樹 縣 俊 孝 中 野 雅 夫 前 田 正 明 小 西 美 穂 黒 田 茂	(欠席者)
事 務 局 氏 名	市民生活部部长 平瀬 忠信 市民生活部次長 森本 和人 税務課課長 梶原 昭一 税務課副課長兼管理係長 伊野 隆之 債権管理課課長 朱山 和成 健康福祉部次長 大谷 奈雅子 市民課課長 中尾 美恵子 市民課副課長 寺西 康雄 市民課国保係長 柴原 真理	
傍 聴 人 数	0 人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開	(非公開の理由)
議 題	【協議事項】 (1) 令和元年度国民健康保険事業実施計画について (2) 令和元年度国民健康保険事業特別会計予算について (3) 国民健康保険税の状況について (4) 特定健診・特定保健指導について (5) 医療費適正化・保健事業等について (6) その他	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	あり	

議 事 録 の 確 認	( 会 長 ) _____
	(会議録署名委員) _____
	(会議録署名委員) _____

(会議の経過)	
発言者	議題・発言内容
事務局	<p>(1. 開会)</p> <p>本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが、皆さんおそろいになりましたのでただいまから第38回宍粟市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。開会の前に資料の確認を行いたいと思います。</p> <p>〈資料確認〉</p> <p>以上でございますが、お手元に資料等不足の方がいらっしゃいますでしょうか。もしあれば、事務局までお願いします。</p> <p>それでは、着座にて失礼します。次第に基づきまして会議を進めたいと思います。次第2、市長挨拶ですが、市長が別件公務にて欠席となっておりますので、開会に先立ちまして副市長よりご挨拶を申し上げたいと思います。</p>
副市長	<p>(2. 副市長あいさつ)</p> <p>失礼いたします。先ほども申し上げましたが市長が別件公務により欠席となり、代わりに挨拶させていただきます。本日はお忙しい中また暑い中、この協議会に出席いただきありがとうございます。委員の皆様には平素より国保事業につきましてご協力いただいております事、改めて感謝申し上げます。</p> <p>今年度は、国民健康保険運営協議会の委員改選の年であり、8月より新たに皆様に委員としてご就任いただくことになりました。今期より国民健康保険法施行令の改正により3年間の任期となります。色々お世話になります。よろしく願いいたします。</p> <p>さて、国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として市民の健康の保持増進に重要な役割を果たしていますが、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、低所得者の加入者が多く、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な課題があり、当市の国保財政運営も厳しい現状になっております。</p> <p>このような中、国民健康保険制度の改善を図るため、国の制度改正があり、30年度より県も市とともに保険者となりました。安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組み、同一所得、同一保険料という保険制度の理想をめざして、県と市町が一体となって検討や事業実施に取り組んでいるところです。</p> <p>30年度から県が保険者に加わったとはいえ、保険制度の理想をめざした本格的な県広域化への大きな転換期となっています。ご就任いただいた委員の皆様には、国保税率についてのご審議をはじめとし、国保事業全般にわたり、様々なご意見等を頂戴したいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします</p>

事務局	<p>大変勝手ではございますが、副市長は別件公務のためここで退席させていただきます。ご了承をお願いします。</p> <p>《副市長退席》</p> <p>(3. 委員委嘱)</p>
事務局	<p>次第に基づきまして、3、委員の委嘱をさせていただきます。国民健康保険運営協議会の委員の任期は3年です。皆様には本年8月1日から令和4年7月31日までお願いしましたところご承諾いただきまして誠にありがとうございます。委嘱書につきましては本来でありましたら市長から委員の皆様にご手渡しするところ、大変失礼ではありますが、委員各位の机の上に置かせていただいております。ご了承願います。皆様には3年間の長期に亘りますが何卒よろしくお願いたします。</p> <p>ここで本来でありましたら委員の皆様にはお一人ずつ就任の挨拶をいただくところですが、本日お手元に準備させていただいた委員名簿でご紹介に変えさせていただきます。ご了承願います。</p> <p>なお、本日は1回目の会議で新たな委員としてお世話になる方が8名になります。協議会で審議いただく内容につきましてはこの後説明させていただきますが、継続して委員に就任していただいた方には5月の協議会の内容と重複する内容もあると思います。本日は国保事業の全般、概要について各担当よりご説明やご報告をさせていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして協議会の成立についてですが、本日は12名全員の出席であります。協議会は国民健康保険法、宍粟市国民健康保険条例などに基づきまして運営をしておりますが、宍粟市国民健康保険条例施行規則第6条で協議会は委員定数の2分の1以上の出席で会議を開くことが出来ると規定しており、本日の会議が成立することをここでご報告いたします。</p> <p>続きまして、これから皆様にお世話になります事務局職員ならびに出席職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料の名簿の上のほうから順次紹介させていただきます。</p> <p>〈職員自己紹介〉</p>
事務局	<p>(4. 会長・副会長選出)</p> <p>続きまして、次第4、会長・副会長の選任に入ります。その前に本日机の上に配布させていただきました宍粟市国民健康保険条例抜粋並びに宍粟市国民健康保険施行規則抜粋をご覧ください。この国民健康保険法及び国民健康保険施行令の規定により、宍粟市国民健康保険条例第2条に宍粟市国民健康保険運営協議会は被保険者を代表する委</p>

	<p>員4人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員を4人、公益を代表する委員4人をもって組織をすることとされ、宍粟市国民健康保険施行規則第2条に協議会に会長及び副会長各1名をおき、公益を代表する委員の内から全委員が選挙すると定めています。よってこれらの規定により本日公益を代表する委員4人の中から会長1名、副会長1名を選出する運びとなります。</p> <p>ここで事務局から会長及び副会長の選出にあたり提案させていただきます。</p> <p>先ほど申し上げました宍粟市国民健康保険条例施行規則では全委員による選挙となっているところですが、今回、各委員におかれましては、皆様初顔合わせのことなどもあり、この短時間の中で選挙をすることもなかなか容易でないと思われまます。従いまして公益を代表する委員の4人の中で協議し、会長及び副会長を決定していただくということの提案をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>この件につきまして委員の皆様方、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>〈委員承認〉</p> <p>ありがとうございます。公益を代表する4人の委員につきましては応接室に移動願ひます。事務局が案内いたしますのでよろしくお願ひいたします。他の委員の皆様におかれましては暫くの間お待ちください。</p> <p>〈協議会休憩 公益代表4人で協議〉</p>
事務局	<p>それでは会長及び副会長の選出にあたり、協議結果を事務局より報告いたします。</p> <p>〈協議会再開 会長・副会長選出報告〉</p> <p>それでは会長、副会長にはそれぞれの席に移動をお願いします。</p>
事務局	<p>(5. 会長・副会長挨拶)</p> <p>それではここで次第5、会長副会長挨拶に移ります。会長、副会長を代表しまして会長より挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>(会長・副会長自己紹介)</p>
会長	<p>自己紹介させていただきましたが、私は本当に微力で、現職のとき、国保ということにつきましては旧町職員のころから関わりなく、社保とばかり関わっていたので、今日から勉強させてもらいたいと思ひます。今は社保ですが、来年からは退職して国保になりま</p>

	<p>す。もう少し時間があるので、一から勉強させてもらって、皆さんにご協力いただきながら、ご迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。簡単ですが就任の挨拶にさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(6. 議長選出)</p> <p>会長様、ありがとうございました。続きまして次第6、議長選出に入ります。</p> <p>宍粟市国民健康保険条例施行規則第7条の規定によりまして協議会の議長は会長があたることになっております。会長様、以後の議事進行についてよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(7. 会議録署名委員選任)</p> <p>それでは次第7、会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定によりまして、会長が指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名委員は、〇〇 〇〇委員、〇〇 〇〇委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより、本日の議事に入りますが、皆様方には、進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(8. 協議事項)</p> <p>次第8、議題に入ります。(1)「令和元年度宍粟市国民健康保険事業実施計画等」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(1) 令和元年度宍粟市国民健康保険事業実施計画等について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>3ページの「レセプト点検の充実」中の無資格者とは何ですか。</p>
事務局	<p>無資格者というのは社会保険に加入し国保の資格を喪失した人が届出をしていなければ国保にとって無資格ということになります。例えば4月から勤めだして社保となったが、届け出ていなくて4月から国保資格が無いことが分かったときに医療機関に連絡して調整することがあります。</p>
委員	<p>分かりました。続いて4ページの「重複受診や、多剤服薬者を抽出分析し」、とあります</p>

	がこの目的は何ですか。
事務局	全国的な取組みで重複して受診している人や、重症化の恐れがある人に対してこのような事業をするように言われています。国保の人に対してはレセプトという医療機関や薬剤師から診療や調剤状態が分かる明細がありますのでそれで県国保連からのシステムを利用して対象者を抽出する仕組みがあります。
委員	その事業に対して何か効果はありましたか。
事務局	昨年、対象者の中でそれまで保健師の関わりがなかった方がこの取組みにより保健師に相談することができ、それを機に医療機関へつなげることができました。多くの事例というのはなかなかないが、医療機関等に相談しながら行っていきたいと思っております。
委員	分かりました。最後に5ページの「地域包括ケアシステムの推進」とは具体的にはどのようなことをされていますか。
事務局	具体的にはまだ出来ていませんが、この7月に国から来年度にあたっての法改正の通知が来ていて高齢者の保健事業と地域包括ケアシステムとの一体化とか国保側から保健事業を後期高齢の年になっても途絶えることなく続く流れを作るということになっています。そのことをもって、介護福祉課と保健福祉課と協議の場もっています。今年度いづらか調整が出来ればと思っています。
委員	ありがとうございます。お願いがあります。資料が今回届くのが遅かったので、私も勉強したいので早めに送ってほしい。
事務局	分かりました。
委員	補足させていただきます。先ほど4番の医療費適正化についてですが、今まではレセプトは紙で請求していて、大変な量だったので糸でとじていました。最近は完全電子化して、ネットで一瞬にして送ることができます。そうすると、先ほども言われたように違う医院で同じような薬が出ていることがチェックできる。病院側から提供されたデータで疾患名や薬局からのデータで既往症がチェックできるので、それぞれ違う病気に同一薬効がある薬を出せなくなりました。請求したけどこれでは駄目と返ってくる場合があります。
委員	私も義理の母と同居しているが、たくさんの薬をもらっています。これではよくないと思っています。ただ、本人が医院に行って薬の処方箋をもらったが、薬局にて相談して、こ

	<p>の薬は重複しているので駄目としてもらったことがある。そこが進んでいけば本人にとっても、医療費にとってもいいことなので、さらに進めてもらえればありがたいと思っています。</p>
委員	<p>そこで役立つのがお薬手帳です。口頭で話をしても薬の名前まで分からないことがあり、お薬手帳で薬の名前が分かるので各薬局で確認をお願いしています。</p>
事務局	<p>ある場での話の中でお薬手帳をそれぞれの薬局でもらうので、それぞれに分けて持っている方があり、保健師が説明させてもらったことがありました。お薬手帳をひとつに纏めてくださいという啓発を行うことが大事と思っています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にはないでしょうか。</p>
委員	<p>6ページの加入状況についてですが、宍粟市は23.7%となっていますが、これは全国的にみて高い割合なのか少ないのか、どちらですか。</p>
事務局	<p>数字を比べたことはありませんが、それほど多すぎる、少なすぎるということはないと思いますが、宍粟市は素麺業が多く加入されているので自営の方が多いので多いのではと思います。また確認させていただきます。</p>
委員	<p>この23.7%という数字が割合としてどうなのかまた教えてほしい。</p>
議長	<p>また調べておいてください。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
委員	<p>母集団の人口に後期高齢者が含まれているようなので省いてください。</p>
事務局	<p>それが分かる資料で整理させてもらいたいと思います。</p>
委員	<p>これから県の平準化に統一していくこととなっているが、宍粟市の場合税が高いのか低いのか教えてほしい。</p>
事務局	<p>宍粟市はどちらかといえば県内では税が高いほうです。</p>
委員	<p>それはなぜですか。</p>



事務局	<p>宍粟市は高額所得者が多数存在していること、多くの加入者が全体的に高いことから加入者全員の総所得が多くなり、交付金が少なくなっています。また所得が低ければ保険税の軽減制度が適用されますが、宍粟市では軽減制度が適用される世帯が多くないのでこのような宍粟市特有の理由によって県内でも保険税が高い自治体となっています。</p>
委員	<p>それとまた後で出てきますが、徴税の対策についてはどうですか。</p>
議長	<p>それはまた後の議題ですので、そのときをお願いします。 ありがとうございました。他に意見はありませんか。</p> <p>〈意見なし〉</p>
議長	<p>それでは次の議題に移ります。議題(2)、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(2) 令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>医療費が平成 27 年度からすごく減っています。それは平成 27 年にC型肝炎の薬が承認されまして、総合病院に肝臓の専門の先生がいらっしゃって、その薬を用いて大勢の方に処方されました。この薬はすごく高額だけど、使用するとほぼ 100%で治療できる。C型肝炎というのはほっておくと肝臓がんにいたるので、もっと医療費がかかることになる。この年に医療費が伸びたのはそういう理由です。現在では高すぎるという世論もあり、半額程度になっています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他に意見はありませんか。</p> <p>〈意見なし〉</p>
議長	<p>それでは次の議題に移ります。議題(3)国民健康保険税の状況について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(3) 国民健康保険税の状況について</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。
委員	滞納の件について弱者の方が多いが、運営協議会の委員としては健全化ということをもっと進めて公平性を求め、収納率を100%に近づけていただきたい。
事務局	おっしゃる通りですので、今後も徴収に努めますが、弱者の方もいらっしゃる。ただ、調査をしていく中で払えるのに払わない方については毅然と取組み、どうしても難しい方については分納という方法で対応し、まったく払えない方については法令に基づき執行の停止もあるので、そこを見極めながら対応していきたい。
委員	そうですね。そういうことによって滞納繰越分について、はっきりさせて、払えない方については救済する、払えるのに払わない人はそれなりに対応する。未納額よりも滞納繰越分を減らさないと問題になる。それが金額的に大きなものなのでそこを減らしてもらいたい。
事務局	引き続き徴収業務に努めます。
議長	他にありませんか。
委員	こういうことじゃないかなと思って聞きますが、資産割が0になるということは、固定資産がたくさんあっても収入がない人に固定資産が多いからといって収入が少ないのに課税が多くかかるのは公平性にかけるということですか。
事務局	年金収入しかない人や低所得の人であっても、家屋等の固定資産を所有していると相当の固定資産税を支払い、国民健康保険税でも資産割を払うこととなります。ある意味で二重課税となり負担感も大きいので資産割をなくして3方式に移行しようと考えています。
委員	ありがとうございました。
議長	他に意見はありませんか？  〈意見なし〉
議長	意見等が無いようですので、次の議題に入ります。続いて(4)特定健診・特定保健指

	導について、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(4) 特定健診・特定保健指導について
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。
委員	3番のところ特定健診の受診率をあげているが、下に県の受診率が記載してある。このように県や全国平均や他の市町との比較が出来るほうが分かりやすいので、資料を工夫してほしい。
事務局	そうさせていただきます。
議長	他に無いでしょうか。  〈意見なし〉
議長	意見等が無いようですので、続いて次第(5)医療費適正化、保健事業について を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(5) 医療費適正化、保健事業について
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。  〈意見なし〉
議長	意見が無いようですので、それでは次第9、その他について を議題といたします。何かございませんでしょうか。
委員	さきほどの医療費について少し説明させてください。この資料の21ページ、兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラムですが、数年前から行っていますが、なぜこれが必要かという、毎年1万人以上の方が糖尿病から人工透析に移行している。宍粟市は人口が少ないからそれほど目立ちませんが、日本全国で1万人以上です。人工透析になると数時間かけて血液を浄化するわけです。その治療1回が5万かかります。週に2回か3回する必要があります。例えば週2回するとして、月10回すると50万かかる。人件費を入れ

	<p>るともう少しかかる。1年間に数百万かかります。それを少しでも遅らせようと予防もしくは治療の強化をしているわけです。糖尿病性腎症が重症化すると人工透析になる。昔は透析するまでにすぐに亡くなっていたが、今は人工透析をすることにより長生きできる。ただし、ずっと使わないといけないのでそういうことが無いように、予兆があればほったらかしにせず、すぐ近くの医療機関を受診するように伝えていただきたい。医療費がかさむと税負担が増えるということも伝えてもらいたい。</p>
事務局	<p>先ほどお配りしたパンフレットの21ページの上段を見ていただきたいのですが、先ほどおっしゃったように人工透析が必要な方について、自己負担が1ヶ月1万円ですむ証を出させていただき制度があります。ということは7割だけでなくそれ以上の額を公費で負担しています。本人の負担もですが、公費の負担も増えることをご了知お願いしたい。</p>
議長	<p>他に意見はありませんか。無いようでしたら事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から2点あります。まずは情報公開の件ですが、この会自体は原則公開となっております。本日は傍聴者が来られなかったのですが、会議の内容は会議録という形で纏めさせていただき、会議録署名委員等々に確認していただき、確認後ホームページ等で公開させていただきことにしたいと思います。それともう1点、今後の会議の開催の件ですが、今回は委員改選の年なので8月に開催させていただきましたが、今年度につきましては来年の1月、県より納付金の通知があり、それに基づいて税金の算定を行いますので、委員の皆様には国保税の諮問をしていただくこととなります。おそらく1月か2月に1回か2回開催させていただき、次は5月に開催させていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>会議録ですが、纏めましたら全委員の方に送付しますので確認のほどよろしくお願ひいたします。それで修正依頼がありましたら修正後にホームページで公開しますが、個人名は記載せず、発言のところには委員と記載されますのでご了承願ひます。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
事務局	<p>それとこの会議はだいたい日中に行っていましたが、日中は皆様お仕事とかありお忙しいと思いますので、もしかしたら夜間開催も事務局としては考えております。夜間になると厳しいという方もいらっしゃるかもしれませんが、調整の上夜間開催になったときにはご了承いただきたいと思っております。</p>
議長	<p>今事務局から夜間開催の予定もあるという意見がありましたが、委員の皆さん、どうでし</p>

	<p>ようか。</p>
委員	<p>土日は省いてもらえたらありがたいです。</p>
委員	<p>体調のこともあり夜間開催はできればやめてほしい。</p>
委員	<p>それと、議事録の公開についてですが、個人的な意見ですが、宍粟市が健全な状態であるなら、厳しいこともいわなくていいのですが、今、県内でも良くないということなら厳しいことも言わないとこの会議の目的にそぐわないと思います。ただ市民の方の中には前向きに捉える方もいればそうでない方もいる。税金のことですので、必要以上にオープンにする必要はないと思います。そうでないと言いくいところと言えなくなる。この状態が健全ならいいと思いますが、宍粟市のため厳しいことも言わないと将来皆が困る。意見を述べて、そして上の適正な判断を仰ぐという場にすればいいのではないかと。</p>
事務局	<p>おっしゃられるとおり国保については税金のことから、医療費適正化のこと、保険の取組みとか色々な取組みがありますが、皆様の厳しい意見も取り入れて国保を運営していかないといけないので、公開はさせていただいて、意見があれば真摯に受け止めながら進めていきたいと思っておりますので、公開の方向でお願いします。</p>
事務局	<p>宍粟市の国保財政は少し県の平均から下がっている部分があるとは思いますが。確かに平成27年度に医療費が高騰し、1億5千万の赤字が出ました。それ以降運営していく中で平成30年度には1億1千万の基金を積みことができました。全体予算45億のうちの1億ですが、一定の補填できるようなお金を積みことができますので、健全財政に近づいているのかなと思っております。そこは安心していただいよいのかと思っております。</p>
委員	<p>医療費というのは国全体で見ると非常に良くないんですね。これは看過できない問題だと思います。だからちょっと積み立てがあるからといって安心してはいけないと思いません。だから厳しいことも言わないといけません。</p>
委員	<p>宍粟市の国保税は今年上がっていません。県内では高いほうかもしれませんが、皆が努力して国保税を上げないでおこうと、ここ数年は頑張っています。健全化のほうに向いていると私は思っています。</p>
事務局	<p>医療費のことですが、平成27年度も高騰するとは予想してなくてこのような状況になったわけで、今後も市民の方へ健康啓発を行うなど、事業を進めていきたいと思っております。</p>

議長	<p>す。この場におきましては忌憚の無い意見をいただいて、また、市民の皆様には知っていただく機会として必要ですので公開はさせていただきたいと思っています。皆様にはあらかじめ会議録を送付いたしますので、確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>他にご意見は無いでしょうか。無いようですので、以上で本日の議題はすべて終わりました。これをもちまして本日の会議を閉会とさせていただき、議長の任を降りさせていただきたいと思います。</p> <p>皆様、ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。また、委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、慎重にご審議いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、第38回宍粟市国民健康保険運営協議会の閉会にあたりまして、副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>失礼いたします。何も分からずに不安に思いながらこの席にいましたが、皆様が真剣に考えてくださって、様々な意見をおっしゃってくださって、すごく良い会議になったことと思います。個人個人、当然私も健康について考えていけないし、それが宍粟市全体の大きなことになっていくことを感じました。皆様お忙しい中本当にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。これで協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p>